

令和2年2月 21 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 ガラスびん事業部

引き取り同意書の追加申請手続きについて

令和2年度期中に、新たな利用事業者に販売する場合や販売量(引取同意量)を増やしたい場合等は、以下の申請手続きを事前に行ってください。承認の連絡後に、販売が可能になります。

1. 申請手続きの種類

種類	内容
① 新規	令和2年度期中に新たな利用事業者に販売しようとする場合に申請してください。
②増量等 (増量・色の 変更、追加)	令和2年度期中に、現在承認されている同意量を超えて販売しようとする場合に申請してください。申請は販売実績が同意量を超過する前に、時間的余裕を持って申請してください。 販売先の工場を追加する場合や、原料とするびんの色別の量の変更や追加をする場合も同様です。

※再商品化製品利用事業者が自社(又は特定再商品化製品利用事業者)の場合で、最終販売先を追加する場合も申請手続きを事前に行ってください。

2. 提出書類及び提出手続き

- (1) REINSへの入力操作方法は資料8の「令和2年度再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル(ガラスびん)」を参照してください。
- (2) REINSへの入力の際は、REINSの入力制限を解除する必要がありますので、協会までご連絡ください。
- (3) ①新規の利用事業者を申請する場合は、「様式3-1(びんの原料)」又は「様式3-2(その他の原材料)」の印刷物に再商品化事業者と利用事業者両者の押印をして、提出してください。追加理由等については別途、電話、メール、郵送等でご連絡をお願いします。
「様式3-2の付属書(その他の原材料)」についても、変更のある際は提出してください。
- (4) ②増量等の場合は、上記(3)の押印は不要です。再商品化事業者の方が利用事業者への連絡と承認確認を行って、協会へREINSで申請してください。申請・承認後、引き取り同意書を印刷のうえ、協会まで郵送してください。変更理由等については別途、電話、メール、郵送等でご連絡をお願いします。

3. 審査結果の連絡

- (1) 協会は①新規、②増量等について申請内容に基づき、審査を行います。その結果、承認・不承認を申請結果通知メールで連絡します。
- (2) 販売開始は、承認のメールを受領した日以降から可能です。

以上